

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	木俣 佳丈（民主）	魚住 汎英（自民）	藤本 祐司（民主）
理事	橋本 聖子（自民）	佐藤 泰三（自民）	峰崎 直樹（民主）
理事	脇 雅史（自民）	中島 啓雄（自民）	遠山 清彦（公明）
理事	榛葉 賀津也（民主）	西田 吉宏（自民）	渡辺 孝男（公明）
理事	ツルネン マルテイ（民主）	水落 敏栄（自民）	紙 智子（共産）
	秋元 司（自民）	池口 修次（民主）	大田 昌秀（社民）
	泉 信也（自民）	喜納 昌吉（民主）	(17. 1. 21 現在)

（1）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類2件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金の額の算定に関する特例を定めるとともに、沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるための交付金制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3月22日に小池内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から趣旨説明を聴取し、同月25日、平成17年度の沖縄振興に関わる特別の交付金の対象事業、沖縄における自立型経済の在り方、琉球諸島の世界自然遺産登録の可能性、国際機関の沖縄への誘致などについて質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、3月25日に小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴取し、同月30日、本法律案の目的、独立行政法人評価委員会と同機構における運営委員会の役割、同機構及び大学院大学の沖縄振興への寄与、世界最高水準の研究者を招聘するための方策、研究者のための研究環境や生活基盤の整備などについて質疑が行われ、全

会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月8日、北方領土問題について、参考人として、根室市長藤原弘君、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長小泉敏夫君及び青山学院大学教授袴田茂樹君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

3月9日、沖縄及び北方問題に関する施策について、小池内閣府特命担当大臣、町村外務大臣から所信を聴取した。

同日、第161回国会閉会後の1月12日から同月14日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成17年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、沖縄の自立型経済達成の可能性、沖縄の優位性を生かす戦略、沖縄の観光・リゾート産業の課題、沖縄科学技術大学院大学に関する建設費及び運営費の年間見積り、ロシア大統領等の訪日予定の状況、北方領土に残存する建物の保存を求める運動への対応、貝殻島の昆布漁の実情と課題などについて質疑を行った。

同日、沖縄及び北方問題に関する施策について質疑を行い、北方領土問題に対する外務大臣の所見、北方領土返還へ向けた具体的なシナリオ、日露行動計画における平和条約交渉と他分野の関係、北方領土返還の国民運動を活発化させる方策、沖縄振興における環境と経済の統合、在日米軍再編問題における日米交渉の進捗状況と課題、在日米軍基地の沖縄の過重負担、沖縄経済の現状とその背景などが取り上げられた。

6月13日、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を行い、日ロ外相会談、普天間飛行場代替施設、小泉総理訪ロの目的と成果、我が国の北方領土返還交渉、今後の対ロシア外交の進め方、日ロサケ・マス民間交渉、ビザなし交流の目的、元島民の権益の保護、東シベリアにおけるパイプラインプロジェクト、米国におけるジュゴンの保護訴訟などについて質疑が行われた。

7月19日、在沖縄米軍基地問題及び沖縄振興について、参考人として、米ハドソン研究所客員首席研究員日高義樹君、慶應義塾大学経済学部教授・内閣府特命顧問島田晴雄君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年1月21日(金)(第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年2月8日(火)(第2回)

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・北方領土問題に関する件について参考人根室市長藤原弘君、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長小泉敏夫君及び青山学院大学教授袴田茂樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君(自民)、峰崎直樹君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)、大田昌秀君(社民)

○平成17年3月9日(水)(第3回)

- ・沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について小池内閣府特命担当大臣及び町村外務大臣から所信を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年3月22日(火)(第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十七年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について小池内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、七条内閣府副大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤本祐司君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)、大田昌秀君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について町村外務大臣、小池内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、ツルネンマルテイ君(民主)、遠山清彦君(公明)、紙智子君(共産)、大田昌秀君(社民)

- ・沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月25日(金)(第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について小池内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）
（閣法第19号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

- ・独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）（衆議院送付）について小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成17年3月30日（水）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）（衆議院送付）について小池内閣府特命担当大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、池口修次君（民主）、藤本祐司君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）
（閣法第18号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年6月13日（月）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日ロ外相会談に関する件について町村外務大臣から報告を聞いた後、同件、普天間飛行場代替施設に関する件、小泉総理訪ロの目的と成果に関する件、我が国の北方領土返還交渉に関する件、今後の対ロシア外交の進め方に関する件、日ロサケ・マス民間交渉に関する件、ビザなし交流の目的に関する件、元島民の権益の保護に関する件、東シベリアにおけるパイプラインプロジェクトに関する件、米国におけるジュゴンの保護訴訟に関する件等について町村外務大臣、小池内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、峰崎直樹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年7月19日（火）（第8回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・在沖縄米軍基地問題及び沖縄振興に関する件について参考人米ハドソン研究所客員首席研究員日高義樹君及び慶應義塾大学経済学部教授・内閣府特命顧問島田晴雄君から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、喜納昌吉君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）、秋元司君（自民）、白眞勲君（民主）、藤本祐司君（民主）

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称

この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）とする。

二、機構の目的

機構は、大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

三、事務所

機構は、主たる事務所を沖縄県に置く。

四、役員及び職員について

- 1 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理させるため、理事1人を置くことができる。
- 2 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 3 機構の役員及び職員は、秘密保持義務を有し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

五、運営委員会について

- 1 機構に、中期計画等を審議するとともに、理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、機構の業務の実施状況を監視する機関として運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員15人以内をもって組織する。
- 3 運営委員会の委員の任期は3年とする。

六、機構の業務の範囲について

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

- 4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 5 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 6 大学院大学の設置の準備を行うこと。
- 7 1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。

七、主務大臣等

機構の主務大臣は、内閣総理大臣（大学院大学の設置の準備に関する事項については、内閣総理大臣及び文部科学大臣）とし、主務省は内閣府とする。

八、機構の解散

機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散する。

九、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 一、大学院大学の在り方や機構の中期計画作成などに関して、機構の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されるよう、必要な措置を講じること。
- 二、内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会の意見（機構設立時はこれまで構想に関わってきた関係者の意見）を尊重するとともに、理事長の任命についても、運営委員会の意見を最大限尊重すること。
- 三、運営委員会の構成や機構の運営に関しては、沖縄を代表する委員の任命等を含め、地元の見解が反映されるよう適切な措置を講じること。
- 四、独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に関する運営委員会の意見を尊重するとともに、その評価については機構の経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。
- 五、機構の役員及び職員の任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。
- 六、世界最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われた大学院大学の枠組みに関する検討経緯を尊重して行うこと。
- 七、大学院大学の早期設置に努めるとともに、その設置については、知的クラスター形成の核となるようにし、ハード先行型にならないようにすること。また設置に際しては、沖縄県内の地方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。
- 八、大学院大学の用地造成並びに建設に当たっては、沖縄らしい豊かな自然環境に恵まれているとの予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

右決議する。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金の額の算定に関する特例を定めるとともに、沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるための交付金制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、交付金を交付する場合の額の算定に関する特例

沖縄振興特別措置法別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、同法の規定の適用による補助率の嵩上げ措置を参酌して、交付金の額を算定する。

二、沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てる交付金制度の創設

沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるため、交付金制度を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。